

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 7（個）第 3 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和 7 年 1 月 31 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月から令和〇年〇月の間、私が本部の警察安全相談課に電話で相談した際に作成された相談簿」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第 82 条第 2 項の規定により、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 7 年 2 月 19 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 7 年 2 月 23 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書においておおむね次のとおり主張している。

本件処分は不作為であるから、法第 82 条第 2 項の規定に違反しており、

違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の経過

ア 開示請求

審査請求人は、法に基づき、令和7年1月31日付け自己情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により、「令和○年○月から令和○年○月の間、私が本部の警察安全相談課に電話で相談した際に作成された相談簿」について自己情報開示請求を行った。

イ 検索対象文書

本件開示請求書の対象文書と認められる、「相談簿」とは、警察職員が、警察安全相談を受理した場合、相談が完結に至るまでの対応状況、指揮事項等を記録する文書である。

警察職員は、警察安全相談を受理した際には、定められた相談簿の様式により文書を作成している。

なお、前述の「警察安全相談」の定義は警察安全相談取扱要綱において、「警察安全相談とは、警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものを行い、単なる情報提供は含まない。」とされている。

また、相談簿の保存期間は「警察安全相談の対応要領の制定について」（令和7年1月8日付け警務部長通達）により5年と定められている。

ウ 検索及び処分結果

本件開示請求書には開示を求める行政文書が作成された期間について「令和○年○月から令和○年○月の間」と記載されていたことから、同期間中に、警察安全相談課において作成された相談簿の検索を実施した。

しかし、審査請求人にかかる相談簿の作成は認められなかったため、本件処分を行った。

(2) 処分の理由

ア 不存在とした理由

対象期間において、審査請求人に係る相談簿を作成していないため。

イ 審査請求人の主張に対する弁明

警察安全相談は、前(1)イのとおり、警察安全相談の定義に該当するものについては相談簿を作成しているが、それが警察安全相談に該当しない場合まで相談簿の書式により文書の作成を要するものではない。

開示請求書に記された期間に審査請求人と警察安全相談課員との間でやり取りがあったとしても、全てを相談簿として記録化するわけではなく、警察安全相談に該当しないと判断した場合には相談簿を作成していない。

「本件処分は不作為であるから、法第 82 条第 2 項の規定に違反しており、違法である。」との主張については、前(1)ウのとおり、審査請求人からの請求及び申し出のあった期間の相談簿について検索を実施しており、開示請求のあった審査請求人に関する相談簿を保有していないことを確認した上、法の規定に基づき本件処分を行っている。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「令和○年○月から令和○年○月の間、私が本部の警察安全相談課に電話で相談した際に作成された相談簿」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、審査請求人の求める保有個人情報に記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 相談簿について

実施機関は、弁明書において、「相談簿」とは警察職員が、警察安全相談を受理した場合、相談が完結に至るまでの対応状況、指揮事項等を記録する文書であると主張している。

また、実施機関は、「警察安全相談」とは、警察安全相談取扱要綱において、「警察安全相談とは、警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許の更新手続

等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。)を求めるものをいい、単なる情報提供は含まない。」とされていると主張している。

当審査会において「警察安全相談取扱要綱の制定について（平成22年3月26日付け警察本部長通達）」の規定を見分したところ、同要綱の基本方針において、「申出内容が警察安全相談に当たるかどうかは、相談者の言葉から形式的に判断することなく、相談者の立場、相談者が置かれている状況その他諸般の事情を総合的に考慮し、実質的に判断した上、対応すること。」とされていた。さらに、同要綱には、「警察本部にあっては警務部警察安全相談課を（中略）警察安全相談の担当部署とする。」と記載されていた。

このことから、実施機関が、本件請求情報として、警務部警察安全相談課で作成される相談簿を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

(2) 相談簿の検索について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求書には開示を求める行政文書が作成された期間について「令和○年○月から令和○年○月の間」と記載されていたことから、同期間中に、警察安全相談課において作成された相談簿の検索を実施したと主張している。

当審査会において、相談簿の検索方法について実施機関に確認したところ、作成された期間について指定がある場合の検索方法については、実施機関が保有している情報をもとに、作成期間を指定した上で、請求者氏名の漢字表記及びカナ表記等について検索を行うとのことであった。

また、実施機関は、上記方法で検索を行った結果、該当する相談簿が存在しない場合は、念のため作成期間を指定せずに氏名の漢字表記及びカナ表記等のみの検索を行うほか、必要に応じて、指定された期間に作成された相談簿の中から請求者に係るものの有無について目視で確認を行うとのことであった。

上記の実施機関の説明には特段不自然・不合理な点は認められないことから、実施機関による本件請求情報の探索の方法及び範囲は、不十分とは認められない。

(3) 相談簿の作成について

実施機関は弁明書において、「開示請求書に記された期間に審査請求人と警察安全相談課員との間でやり取りがあったとしても、全てを相談簿

として記録化するわけではなく、警察安全相談に該当しないと判断した場合には相談簿を作成していない。」と主張している。

当審査会において、申出内容が警察安全相談に該当するが、相談簿を作成しないことはあるかを実施機関に確認したところ、実施機関は、警察安全相談に該当する場合は、相談簿を作成していると説明する。

このことから、警察安全相談に該当しないと判断した場合には、警察安全相談要綱の基本方針にのっとり、相談簿を作成していないとの実施機関の説明は不自然・不合理とはいえない。

また、実施機関の説明を覆し、本件請求情報の存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(4) 小括

以上のことから、実施機関が、相談簿を検索した結果、本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 5 月 21 日	・ 諮問を受けた。
令和 8 年 4 月 30 日 (令和 8 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 5 月 28 日 (令和 8 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 8 年 6 月 25 日 (令和 8 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

岩 本 瑞 穂	弁 護 士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授